

製材(枠組壁工法構造用製材を除く。)の格付の表示の様式 及び表示の方法

1 適用範囲

この格付の表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条第1項及び第30条第1項の規定に基づき行う製材(枠組壁工法構造用製材を除く。)の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この格付の表示の様式及び表示の方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの格付の表示の様式及び表示の方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 1083-1 製材—第1部：一般要求事項

3 用語と定義

この格付の表示の様式及び表示の方法で用いる主な用語及び定義は、**JAS 1083-1**による。

4 格付の表示の様式

4.1 造作用製材, 下地用製材及び広葉樹製材

格付の表示の様式は図1とし、次のa)~f)のとおりとする。

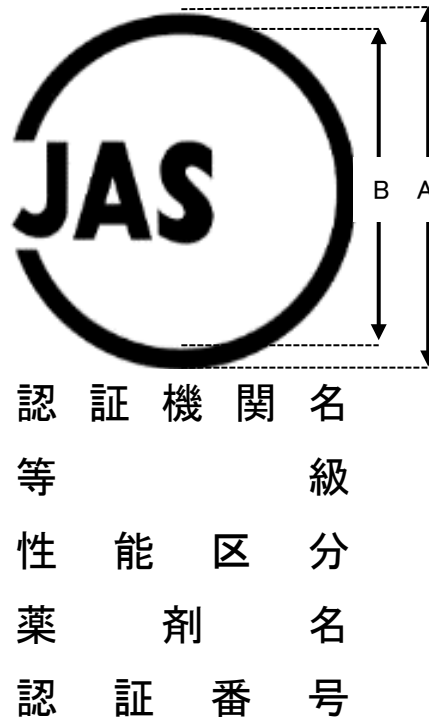
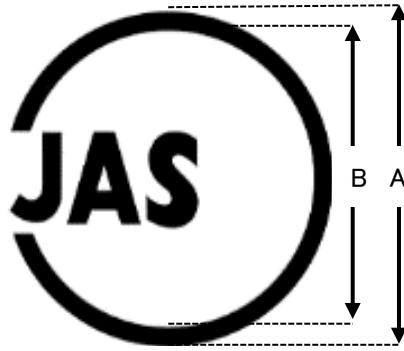


図1—造作用製材，下地用製材及び広葉樹製材の格付の表示の様式

- a) Aは25 mm以上とし，BはAの9/10としなければならない。
- b) JASの文字の高さは，Aの3/10としなければならない。
- c) 文字の高さは，Aの2/5以上としなければならない。
- d) 認証機関名は，略称を記載してもよい。
- e) 等級，性能区分及び薬剤名は，JAS 1083-1の6.1.2，6.4.2，又は6.5.2に規定する表示の方法により記載しなければならない。ただし，JAS 1083-1の6.1.1，6.4.1，又は6.5.1の表示事項に従って，これらを記載した場合は省略してよい。
- f) 認証番号は，認証品質取扱業者の認証番号を記載しなければならない。ただし，JAS 1083-1の6.1.1，6.4.1，又は6.5.1の表示事項に従って，認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してよい。また，図1によらず，当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

4.2 目視等級区分構造用製材

格付の表示の様式は図2とし，次のa)~g)のとおりとする。



認 証 機 関 名
 構 造 用 種 類
 等 級
 性 能 区 分
 薬 劑 名
 認 証 番 号

図2—目視等級区分構造用製材の格付の表示の様式

- a) Aは25 mm以上とし、BはAの9/10としなければならない。
- b) JASの文字の高さは、Aの3/10としなければならない。
- c) 構造材の種類、等級の記号の高さは、Aの2/5以上としなければならない。
- d) その他の文字の高さは、Aの1/5以上としなければならない。
- e) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- f) 構造材の種類、等級、性能区分及び薬剤名は、JAS 1083-1の6.2.2に規定する表示の方法により記載しなければならない。ただし、JAS 1083-1の6.2.1の表示事項に従って、これらを記載した場合は省略してよい。
- g) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、JAS 1083-1の6.2.1の表示事項に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してよい。また、図2によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

4.3 機械等級区分構造用製材

格付の表示の様式は図3とし、次のa)~g)のとおりとする。

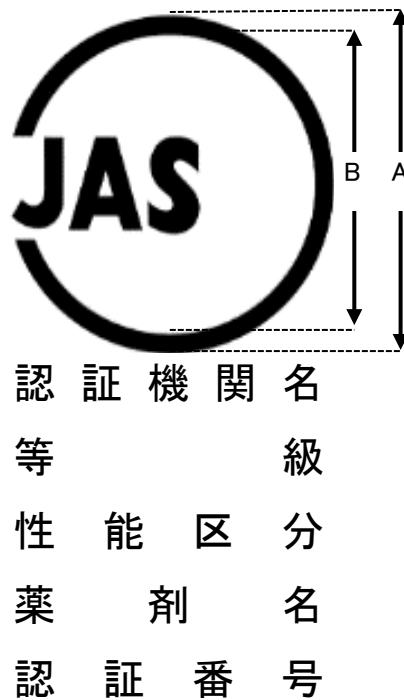


図3—機械等級区分構造用製材の格付の表示の様式

- a) Aは25 mm以上とし、BはAの9/10としなければならない。
- b) JASの文字の高さは、Aの3/10としなければならない。
- c) 等級の文字の高さは、Aの2/5以上としなければならない。
- d) その他の文字の高さは、Aの1/5以上としなければならない。
- e) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- f) 等級、性能区分及び薬剤名は、JAS 1083-1の6.3.2に規定する表示の方法により記載しなければならない。ただし、JAS 1083-1の6.3.1の表示事項に従って、これらを記載した場合は省略してよい。
- g) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、JAS 1083-1の6.3.1の表示事項に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してよい。また、図3によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

5 格付の表示の方法

各本、各枚又は各束に、格付の表示を在庫管理により使用数の管理が可能な証票、又は工場の建屋や床に固定され容易に移動できない印字機により、JAS1083-1の箇条6の表示事項と同一面で材面の見やすい箇所に明瞭に付さなければならない。なお、表示を付した材面に加えて、他の材面等に同様の表示を付してもよい。

制定等の履歴

制 定：平成 19 年 11 月 22 日農林水産省告示第 1465 号
一部改正：平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 686 号
一部改正：令和 元年 8 月 15 日農林水産省告示第 665 号
一部改正：令和 7 年 1 月 31 日農林水産省告示第 196 号
最終改正：令和 8 年 2 月 26 日農林水産省告示第 228 号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和 8 年 2 月 26 日農林水産省告示第 228 号
令和 8 年 5 月 29 日から施行する。